

コーポレートガバナンス



コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

THKは、「企業価値の最大化」の観点から、株主様を含む全てのステークホルダーの皆様との適切な協働を通じて持続的に成長することにより、中長期的な企業価値の向上を目指すため、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

THKのコーポレートガバナンス体制

2014年6月からは執行役員制度を導入し、さらに2016

年6月18日開催の第46期定時株主総会後には監査等委員会設置会社へと移行するとともに、取締役会の諮問機関として任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しました。これにより、経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定及び業務執行の迅速化、効率化を図っています。

取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名と監査等委員である社外取締役3名で構成され、経営全般の重要事項の意思決定及び取締役・執行役員等の職務執行について監督を行います。また、東京証券取引所及びTHKの定める独立性判断基準に従った独立性を有し、且つ企業会計及び経営全般に関する専門的な知見・資格等を有する社外取締役が4名と全取締役の3分の1以上を占め、経営の中立性、適法性、妥当性をさらに高め、経営の監督機能の向上を図っています。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成され、内部統制システムを利用し、取締役及び執行役員等の職務執行の状況について監査、監督を実施します。また、監査等委員会は会計監査人との連携により、監査の実効性を高めています。加えて、監査等委員及び監査等委員会をサポートする監査等委員会事務局を設置しています。監査等委員会事務局は、監査等委員会の指示に従い、内部監査室及び内部統制の整備・運用を担うリスク管理室に指示伝達を行うなど各部署との調整を行います。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、各委員会規約において半数以上を社外取締役とする旨を定めており、それぞれ社外取締役2名を含む取締役4名にて構成しています。各委員会は、取締役会の諮問機関として取締役の候補者案、報酬案について検討、審議し、その内容を取締役に提案します。取締役会では、その内容をもとに審議を行い、決議することとしています。

執行役員制度

執行役員制度の導入により、取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定・業務執行の迅速化を図っています。取締役及び執行役員の出席する執行役員会、さらに執行役員会のメンバーに加えて各事業部門、関係会社の責任者が出席するグローバル経営戦略会議を実施し、取締役及び執行役員等の経営陣が連携することによりグループ全体で情報の共有化を図り、コーポレートガバナンスの向上を図っています。なお、執行役員の業務執行に対する責任を明確化するため、執行役員の任期を1年としています。

株主総会

THKでは、以前から全てのステークホルダーの方々とのコミュニケーションの充実に極めて重要なものと位置付け、積極的に適正且つ公平な情報開示に努めています。株主総会



の運営にあたっては、「開かれた総会」を目指し、1998年から株主総会の集中時期を避けた土曜日に開催しています。また当社の株主総会では、取引先をはじめとしたステークホルダー向けに見学席を設けています。加えて総会終了後には製品展示会を開催し、より多くの方にTHKをご理解頂けるよう努めています。

コンプライアンス体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会では、年間活動計画の承認と実施報告、従業員の法令等違反や社内通報案件への対応報告等を行っています。社外取締役、顧問弁護士にも参加して頂き、適正、適法に運営されています。コンプライアンス委員会の下部組織として、コンプライアンス部会を設置し、事業所・部署ごとに部会メンバーを選任しています。部会メンバーはコンプライアンスに関する自主的な勉強会の開催や相談窓口を担うなど、体制維持の重要な役割を担っています。

